

会津若松市建築物等木材利用推進方針（案）

平成 25 年 3 月 18 日策定
令和 5 年 3 月 日改正

第 1 目的

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定に基づき、福島県が定めたふくしま県産材利用推進方針（平成 23 年 7 月 12 日策定）に即して、必要な事項を定めるものである。

また、市内の建築物等における木造化・木質化を推進することにより、市民にやすらぎとぬくもりのある快適な空間を提供するとともに、木材利用による脱炭素社会の実現を図り、循環型社会の構築や地球温暖化の防止、林業・木材産業の振興、森林の整備の促進などに資することを目的とする。

第 2 用語の定義

この方針に使用する用語は、次の各号のとおりとする。

- 1 「建築物」とは、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。
- 2 「公共建築物」とは、国又は地方公共団体が整備する公共の用又は公用に供する建築物のほか、国又は地方公共団体以外の者が整備する学校、社会福祉施設等公共施設に準じる建築物をいう。
- 3 「地域材」とは、市内その他の会津地域の森林から生産された木材又は国内の森林から生産された素材を、市内その他の会津地域の製材所等で製材品等に加工された木材のことをいう。
- 4 「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組等の全部若しくは一部に木材を使用することをいう。
- 5 「木質化」とは、建築物の新築、増築又は改築若しくは模様替えに当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分、外壁等の屋外に面する部分、及び柵や塀等の外構に木材を利用することをいう。

第 3 市内の公共建築物における木材利用推進のための基本的事項

1 木材の利用を推進すべき公共建築物

本方針において木材の利用を推進すべき公共建築物は、次に定めるものとする。

- (1) 市が市内において整備する公共の用又は公用に供する建築物
- (2) 国又は地方公共団体以外の者が市内において整備するもので、次に該当し広く市民に利用される建築物
 - ア 学校、幼稚園その他これらに類する教育施設
 - イ 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する社会福祉施設
 - ウ 病院、診療所
 - エ 体育館、水泳場その他これらに類する運動施設
 - オ 博物館、美術館その他これらに類する社会教育施設
 - カ 車両の停車場その他これらに類するその他旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物
 - キ 高速道路等の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所及び関連施設等

2 地域材の利用促進

公共建築物を整備する際の木材の利用については、できる限り地域材の使用に努めるものとする。

3 公共建築物の整備のための地域材の安定供給の確保

市は、福島県、公共建築物の整備に係わる民間事業者、林業従事者、木材関連業者、木造化を推進する建築士等と連携を図り、公共建築物への木材利用の推進とそれに供する地域材の安定供給体制の整備促進に努めるものとする。

第4 市が整備する公共建築物における木材利用の目標

1 公共建築物における地域材の使用

市が実施する公共建築物の木造化又は木質化は、次に挙げるいずれかの理由に該当する場
合を除き、地域材の利用に努めるものとする。

- (1) 法令等の規定により、地域材の指定ができない場合
- (2) 製品に要求される品質及び性能の確保が困難である場合
- (3) 地域材の供給が困難な場合
- (4) その他、地域材を利用することに困難な理由がある場合

2 公共建築物の木造化の推進

市が整備する公共建築物については、次に挙げるいずれかの理由に該当する場
合を除き、木造化に努めるものとする。

また、木造化が困難な場合においては、木造と非木造との混構造とすることを検討するな
ど、木材の利用に努めるものとする。

- (1) 建築基準法その他の法令により木造化が困難な場合
- (2) 建築物等に要求される品質、性能、耐久性、維持管理等の理由により木造化が困難な
場合
- (3) 増築又は改築する場合において、既存施設との機能上又は景観上の一体性及び調和の
観点から、木造化が適当でない場合
- (4) 災害応急対策活動に必要な施設、治安上の目的から木造以外の構造とすべき施設、危
険物を貯蔵又は使用する施設、文化財を収蔵する施設、文化的価値の高い建築物など建
築物に求められる機能等の観点から木造化を図ることが困難な場合
- (5) その他、木造化することに困難な理由がある場合

3 公共建築物の木質化の推進

市が整備する公共建築物において、木造により整備できないと判断された場合は、次の表
1に該当する箇所については、建築基準法その他の法令、施設に要求される品質及び性能等
を総合的に考慮し、可能な範囲で木質化に努めるものとする。

表1

内外別	用途	箇所
内装	居室等	事務室、会議室、相談室、教室、展示室、アリーナ、多目的ホール、 その他多くの市民が利用する居室等
	通路等	玄関、エントランスホール、廊下、その他多くの市民が利用する通路等
外装・外構		外壁、柵、塀等

4 公共建築物の木造化、木質化を図るための検討

木造化、木質化の実施の判断については、市が整備する公共建築物を対象に、建築物の用
途や目的、コストに対する課題を考慮して、事前検討を実施するものとする。

5 備品等における木製品の利用

市が公共建築物に使用する備品、消耗品等については、木製品の導入に努めるものとする。

- (1) 机（事務用、学校用、OA用、会議室用、待合室・ロビー用等）
- (2) 椅子（会議室用、待合室・ロビー用等）
- (3) 家具（書庫、書棚、ロッカー、キャビネット等）
- (4) その他（パーテーション、案内板、掲示板、ベンチ等）

6 木質バイオマスエネルギー利用施設の導入

市が整備する公共建築物における暖房設備やボイラー等の設置に際しては、ペレットや
チップ等の木質バイオマスを燃料とする施設の導入に努めるものとする。

7 コスト面で留意すべき事項

第4の1から5までの目標に基づき、市が整備する公共建築物における部材等に地域材の使
用を検討する際は、地域材利用の意義、効果等の付加価値を総合的に勘案するものとする。

第5 公共建築物以外の建築物等における木材の利用促進

1 公共建築物以外の建築物への地域材の利用促進

- (1) 市は、公共建築物以外の建築物を整備する民間事業者に対し、地域材を利用することへの理解を得るよう努めるとともに、地域材活用事例や地域材関連製品の紹介、支援制度等の情報提供に努めることとする。
- (2) 市は、本市産材及び県産材を使用した木造住宅を新築又は購入する市民に対し、会津若松市循環型地域経済活性化奨励金支給制度により支援し、県内木材の利用促進に努めるものとする。

2 公共土木工事等における地域材の利用促進

市が実施する公共土木工事においては、できる限り地域材の使用に努めるものとする。
また、建設業者等に対し、木材を利用した技術や製品情報の提供を行い、土木工事等での地域材利用の促進に努めるものとする。

第6 地域材の安定供給体制の整備

- (1) 市は、建築物等の整備に供する地域材の利用促進と円滑な供給を図るため、市内森林において森林経営計画を策定して林業事業者が行う間伐事業に対し、搬出運搬経費の支援に努めるものとする。
- (2) 市は、今後5年毎の公共建築物の建設予定や木造化、木質化事業量を定期的に把握し、木材の利用推進に必要な情報収集に努め、福島県、林業・木材産業関係者等との連携強化により、地域材の安定供給体制の整備促進に努めるものとする。

第7 先進的技術の利用・普及促進と人材育成等

市は、建築物等における木材の利用を促進するため、木造建築物の設計及び施工にかかる先進的技術の利用及び普及促進に加え、関係団体と連携して木造建築の設計及び施工に関する知識及び技術者の人材育成に協力し、取組状況や効果等について情報発信に努めるものとする。

第8 建築物木材利用促進協定の推進

市は、民間事業者による建築物等における木材の利用が促進されるように、法第15条に規定する建築物木材利用促進協定制度の周知に努め、事業者等から市に対して協定の締結の申し出があった場合、本方針等に照らして協定締結の応否を判断するものとする。

また、市は建築物利用促進協定を締結したときは、協定の内容等を市のホームページで公表して情報発信を行うとともに、協定締結者に対して活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供に努めるものとする。

第9 市民への普及啓発

市は、公共建築物の整備や公共土木工事等における地域材の積極的な利用を通じ、木材が有する調湿性、断熱性、緩衝性、紫外線吸収効果、リラックス効果等の木材の良さに加え、森林・林業、木材産業に対する理解を深めるため、市の事業やホームページを通じて、PRに努めるものとする。

また、森林を適切に整備することにより、水源の涵養、国土の保全、保健休養、地球温暖化防止等、公益的機能の発揮や地域材利用による、輸送に係る消費エネルギーの低減等について、わかりやすい情報の発信に努め、地域材利用による循環型社会の実現に向けた意識醸成に努めるものとする。